

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は平成7年7月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できるものの、オンライン記録では、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年6月30日）と同日に被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初平成7年8月1日として届出が行われていたところ、同年8月10日付けで、複数の同僚とともに同年6月30日に遡って資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、A社の元役員は、「申立期間当時、会社の経営は苦しく、社長は社会保険事務所（当時）からの呼び出しを受けていた。」と供述していることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納していた状況がうかがえる。

さらに、商業登記簿によれば、A社は申立期間において法人事業所として継続していることが確認できることから判断すると、同社は、申立期間におい

ても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年5月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 35 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社B支店に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。

しかし、最後に勤務したC社を体調不良により退職し、脱退手当金を受給したとされている時期には入院していたため、脱退手当金の請求及び受給ができる状態ではなかった。

また、昭和 58 年に社会保険事務所（当時）から交付された「厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票」及び「厚生年金保険被保険者期間調書」には、申立期間①及び②について脱退手当金を支給した旨の記載は無く、それぞれの期間について将来は年金が支給されるとの説明を受けた。

当時は脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該未請求となっている被保険者期間は申立期間①及び②の被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和37年8月1日の前後約2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性の被保険者17人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め4人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が提出した、D社会保険事務所（当時）が昭和58年2月19日付けで発行したA社B支店に係る「厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票」及びE社会保険事務所（当時）が同年2月23日付けで発行したC社に係る「厚生年金保険被保険者期間調書」には、申立人に脱退手当金を支給した旨の記載は無く、58年当時、社会保険事務所では申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録管理していたものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料をその主張する申立事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月頃 から 14 年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。平成 10 年 4 月頃に同社に入社し、B社に転籍するまで継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間中にA社の社会保険関係事務を受託していたとする社会保険労務士事務所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成 14 年 7 月 1 日と記録されていることが確認でき、当該記録は、オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、当時の事業主は、「申立人に係る関係資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明であるが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得する前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、申立人が申立期間に係るものとして提出した支給年の確認ができない24か月分の給与明細書及び「平成14年分給与所得の源泉徴収票」を検証したものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間前に申立人が勤務していたとするC社に係るオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成10年8月21日と記録されており、当該記録は雇用保険の被保険者記録と符合していることから、申立人は申立期間のうち、同年4月頃から同年8月20日までの期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料をその主張する申立事業所の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。